

救命胴衣をお買い求めの際は、航行区域制限のないtype Aをお選び下さい。また、悪質なネット通販にご注意下さい。

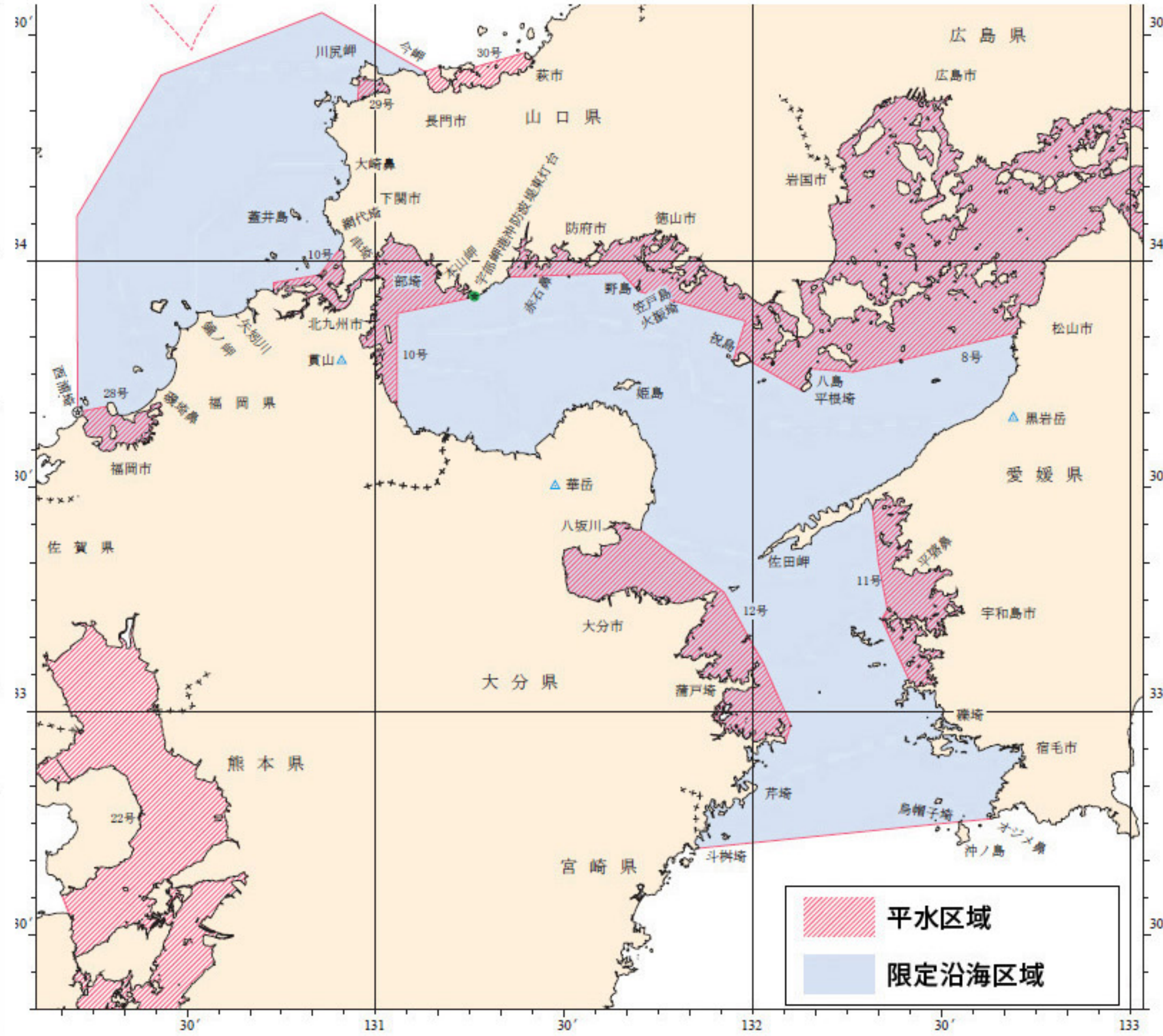
■救命胴衣は国土交通省型式承認品(桜マーク付)であり、なお且つ全ての航行区域に適用できることを示すtype Aをお選び下さい。



■国土交通省型式承認品(桜マーク付)であっても小型船舶用浮力補助具type Gは平水区域に限定される為適合しない区域があります。type Gの持込使用はご遠慮下さい。



■国土交通省型式承認品でない(桜マークなし)のものは船では使用できません。磯や防波堤での釣り、水辺のレジャー用です。



救命胴衣をインターネット通販で購入される際は、くれぐれも悪質な通販サイトにご注意ください。

特に中国製などの輸入品で価格が1万円以下の安いものは不適合品*が多いのでご注意ください。

「国土交通省型式承認」と明記されていないものは全て不適合品です。船では使用できません。

不適合品を販売している通販サイトはこのような表現を用いて誤認させようとしています。

錯誤で購入する被害に遭われた方にはお気の毒ですが、お買い替えいただくか船の備品をご着用ください。

事例① 「CSS国際船舶協会認定品」「国際安全基準適合品」「CE認証取得済」「CEマークライセンス取得済」など聞き慣れない安全基準名称を羅列して、小型船舶で使用できる製品であると誤認させようとしている。

事例② 「国土交通省基準を上回る」「国土交通省型式承認品以上の浮力」などと紛らわしい表現をしている。

事例③ 「日本国内特許取得済」「国内特許を取得していない偽物にご注意ください」などと謳いあたかも日本国内の法令に適合し小型船舶で使用できる製品であるように見せかけている。

事例④ 不適合品を販売しているのに「ライフジャケットの着用は法律で定められた義務です」と書いてある。

事例⑤ 不適合品を販売しているのに「類似品・粗悪品を販売する悪質な販売業者にご注意ください」と書いてある。

事例⑥ 購入したお客様の声として「乗合遊漁船で使用するために購入しました」というコメントを紹介し、遊漁船や小型船舶で使用できる製品であると誤認させようとしている。

騙されないためのポイント！

どんなに高性能、安全性、合法性を謳っていても、「国土交通省型式承認品 type A」または「桜マーク付 type A」が明記してあるかを充分にご確認のうえ購入してください。それを明記していない製品は全て小型船舶では使用できません。

*ここでいう不適合品とは、日本国内で小型船舶用救命胴衣として法令に適合しないという意味です。防波堤などでの使用では安全性に問題ない製品もあります。